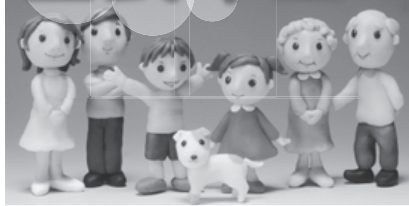


国民年金



●保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158 三次社会保険事務所 ☎0824-62-3107

●保険料の納め忘れはありませんか？

保険料の納め忘れがあると将来の年金が少なくなったり、万が一（死亡・障害）のときに年金が受けられなくなったりすることがあります。

将来、確実に年金を受けていただくためにも、保険料は期限内に確実に納めましょう。

●国民年金保険料の一部納付の承認を受けた方へ

国民年金保険料の一部免除（4分の3免除、2分の1免除、4分の1免除）が承認された場合、残りの部分を含めていただく仕組みが一部納付制度です。

保険料の一部が免除されていても、残りの保険料を納めないで、全額未納の間と同じ扱いとなります。

●住まいが変わったときは、忘れず住所変更の届け出を

社会保険庁は、年金受給

者や現役加入者に各種通知書・届出書・証明書・請求書などを事前または希望により、本人の住所に送付しています。

最近では、重要なお知らせとして「ねんきん特別便」の送付が昨年12月から始まっています。確実に受け取っていただくために、住所変更の届け出が済んでいない方は、ご自身で手続きをお願いいたします。

●結婚などで名字が変わった方

500万件が旧姓の方！

基礎年金番号に結び付いていない約5千万件の記録について、現在、名寄せを実施し記録の統合に向けた取り組みを進めています。

名寄せにより結び付く可能性のある記録を探し出すためにも、結婚などで名字が変わられた方で氏名変更の届け出をしていない方、または手持ちの古い年金手帳をご確認いただき、氏名変更の届け出をしていない方は、急いで手続きをしてください。

■免除・特例・猶予期間は年金の受給につながります

	全額免除・半額免除	学生納付特例・猶予	未納
老齢基礎年金を受けるための資格期間に	入ります	入ります	入りません
期間分の老齢基礎年金額は	全額免除 3分の1 半額免除 3分の2 が反映されます	年金額には反映されません	年金額には反映されません
障害基礎年金・遺族基礎年金を受けるときには	保険料を納めたときと同じ扱いです	保険料を納めたときと同じ扱いです	受けられない場合があります
後から納めたいときは	10年以内なら納めることができます 2年を経過すると一定額が加算されます	10年以内なら納めることができます 2年を経過すると一定額が加算されます	2年を過ぎると納めることができません

●年金を受給されていない高齢者へ

無年金者については、社会保険庁から直接年金記録の確認をお願いすることができません。そのため、年金記録に「もれ」や「間違い」がないか、年金を受給し忘れていないかなど、ご本人が直接三次社会保険事務所または年金相談センターへお問い合わせいただき、確認をしていただく必要があります。

住所の変更・訂正の手続き先

- 国民年金の被保険者…保健医療課または各支所の窓口
- 厚生年金の被保険者とその被扶養配偶者…勤務先
- 年金受給者…三次社会保険事務所

「ねんきんダイヤル」 ☎0570-05-1165(平日8:30~17:15)